

平成31年3月和水町議会定例会会議録

平成31年3月8日和水町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 平成31年3月8日午前10時00分招集
2. 平成31年3月8日午前10時00分開会
3. 平成31年3月8日午後2時02分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒木宏太	2番 白木淳	3番 齊木幸男
4番 坂本敏彦	5番 竹下周三	6番 高木洋一郎
7番 秋丸要一	8番 松村慶次	9番 庄山忠文
10番 池田龍之介	11番 森潤一郎	12番 蒲池恭一

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	北原望	書記	泉法子
------	-----	----	-----

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	高巢泰廣	副町長	松尾栄喜
教育長	小出正泰	総務課長	上原真二
総合支所長兼住民課長	樋口哲男	会計管理者	高岡悦雄
まちづくり推進課長	高木浩昭	税務住民課長	石原康司
健康福祉課長	坂口圭介	商工観光課長	大山和説
建設課長	中嶋光浩	農林振興課長	富下健次
農業委員会事務局長	松尾修	学校教育課長	下津隆晴
社会教育課長	前淵康彦	町立病院事務部長	池上圭造
特別養護老人ホーム施設長	樋口幸広		

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3		諸般の報告
日程第4		行政報告及び施政方針
日程第5	議案第2号	和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第3号	和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第4号	和水町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について
日程第8	議案第5号	和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第9	議案第7号	和水町森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第10	議案第8号	和水町教職員住宅設置条例の一部改正について
日程第11	議案第9号	和水町田中城ミニミュージアムの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第12	議案第10号	平成30年度 和水町一般会計補正予算（第9号）
日程第13	議案第11号	平成30年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）
日程第14	議案第12号	平成30年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第13号	平成30年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）
日程第16	議案第14号	平成30年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第17	議案第15号	平成30年度 和水町下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第18	議案第16号	平成30年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第17号	平成30年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第18号	平成30年度 和水町病院事業会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第19号	平成31年度 和水町一般会計予算
日程第22	議案第20号	平成31年度 和水町国民健康保険事業会計予算
日程第23	議案第21号	平成31年度 和水町介護保険事業会計予算
日程第24	議案第22号	平成31年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
日程第25	議案第23号	平成31年度 和水町簡易水道事業会計予算
日程第26	議案第24号	平成31年度 和水町下水道事業会計予算
日程第27	議案第25号	平成31年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計予算
日程第28	議案第26号	平成31年度 和水町春富財産区特別会計予算
日程第29	議案第27号	平成31年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算
日程第30	議案第28号	平成31年度 和水町病院事業会計予算
日程第31		陳情等の委員会付託等について

開会 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

ただいまから平成31年第1回和水町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則126条の規定によって、6番高木洋一郎君、7番秋丸要一君を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期決定の件を議題にいたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの11日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの11日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成31年第1回和水町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。議員各位には、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例7件、補正予算9件、当初予算10件、その他4件、諮問5件の計35件であります。本定例会に提示される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

各位には、十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下、教育委員会等の説明者の出席を要請しております。

12月定例会以降の主な行事及び地方自治法第119条第2項及び第235条に第3項の規定に基づき報告を受けた監査及び出納検査の状況は、別紙にてお手元に配布しておりますとおりです。

この中で2月15日に開催されました熊本県町村議会議長会の定例総会の中で全国町村議会議長会と熊本県町村議会議長会から自治功勞の表彰がっております。我が和水町から庄山忠文議員が15年以上の在職ということで表彰を受けられております。この場をお借りいたしまして御報告申し上げます。おめでとうございます。

以上で諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告及び施政方針

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、行政報告及び施政方針を行います。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 皆様、おはようございます。

平成31年第1回和水町定例会の開催に当たりまして、町長の行政報告及び施政方針につきまして御挨拶を申し上げます。

本日は平成31年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。また、平素より町政運営におきましては格別の御理解と御支援をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

それでは、行政報告及び施政方針の説明をさせていただきます。

まず、昨年12月定例会以降の主な行政関連行事等の報告から申し上げます。

平成最後の年を迎え、新年早々1月3日に当町を震源とする震度6弱の地震が発生いたしました。また、26日にも震度5弱の強い地震が連続して発生いたしましたところでございます。町民のすべての方が怖い思いをされ、不安な日々を送られたことと思います。幸いにも人命に係わる甚大な被害はございませんでしたが、怪我をされた方、家屋被害をあられた方につきましては、この場をお借りいたしましてお見舞いを申し上げます。今後もいつ、どんな自然災害が発生するかは予測できません。いかなる災害が発生しても町民の皆様が安心して過ごせるよう、町の防災力の向上に努めて参りたいと思います。

また一方で、嬉しい話題といたしまして1月6日より大河ドラマ「いだてん東京オリムピック噺」が放送開始となりました。これは和水町の活性化を図る絶好の機会であります。大河ドラマの放送に合わせ和水町の魅力を全国にPRし、来町者の増加、地域の活性化につなげる取り組みをしっかりと展開してまいります。

さて、町内の主要行事といたしましては、年末12月27日から和水町消防団年末警戒が実施され初日の27日に議員の皆様と一緒に巡視をいたしました。また、1月13日に和水町消防団出初式を開催したところです。消防団員の皆様には日ごろから町内の防災活動に御尽力をいただいていることに御礼を申し上げますとともに、地震発生時も迅速な対応御協力をいただき改めて感謝を申し上げます。今後とも引き続き町の安心安全のため御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

1月4日に和水町成人式を行いました。地震発生により開催が危ぶまれましたが、無事112名の成人者の皆様のお祝いをさせていただきました。1月の11日には、大河ドラマいだてんの放送に合わせ、金栗四三生家記念館と金栗四三ミュージアムを開館いたしました。両施設においては開館当初から多くの方々に御来館をいただいております。2月2日に金栗四三ミュージアムに来館者1万人記念イベント、翌日の3日には金栗四三生家記念館において来館者1万43人の記念イベント。さらには3月1日には金栗四三生家記念館にて来館者が2万43人に到達し、記念イベントを行っ

たところでございます。

2月10日には和水町の一大イベントの一つであります、第42回戦国肥後国衆まつりを開催いたしました。天候にも恵まれ暖かい中での開催であり、例年以上に多くの方々にお越しをいただきました。町外の主な行政活動といたしましては1月2日、3日にかけて新年の風物としても言えます、東京箱根間往復大学駅伝競走に行きまして参りました。今年は東海大学初の総合優勝に大きく貢献されました小松陽平選手に最優秀選手賞として金栗四三杯を授与いたしました。また、今年は箱根駅伝のゴール地点に玉名市、南関町と連携しましてブースを設置し、金栗四三ゆかりの地としてのPRを実施したところでございます。

1月の12日には玉名市でいだてん大河ドラマ館が開館し、記念式典が開催されました。和水町に多くの方がお越しいただくためにも金栗四三先生関連の事業は玉名市、南関町とも連携しながら進めてまいりたいと思います。

2月4日には玉名市と合同で県道玉名立花線等道路開発期成会の要望式を行い、県へ要望に行ったところでございます。まちづくりを進める中で、道路整備には必要不可欠なことであり、最優先事項であると考えております。今後も引き続き要望活動を行い、一日でも早い道路の整備を進めてまいります。

その他の主な行事につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。以上をもちまして昨年12月定例会以降の行政報告とさせていただきます。

続きまして、平成31年度に向けた施政方針を申し上げます。

和水町の現状は依然として人口減少、少子高齢化の問題に直面しております。人口においては県内でも高い減少率を示しており、今にも1万人を割り込む現状を抱えております。和水町を発展させていくためには人口減少、少子高齢化等の問題にしっかりと対処していかなければなりません。このため、今後の行政運営の総合的な指針といたしまして、第2次和水町まちづくり総合計画を昨年12月に定例会にて御承認いただきました。この総合計画の六つの目標に基づきまして、平成31年度の主な事業政策を御説明申し上げます。

まず1点目の基本目標。安心安全な暮らせる町についてですが、町民のすべての方がいつまでも健康でいきいきと生活が送れるよう高齢者、障がい者の福祉の推進。子育て支援、児童福祉の推進。医療保険の充実。消防、防災、防犯、交通安全の推進に関する取り組みを推進してまいります。その中で子ども子育て支援の推進、多様な保育サービスの充実、母子保健の向上、学童保育の充実を推進してまいります。消防、防災、防犯、交通安全の推進については、消防・防災環境及び体制の強化を進め、豪雨、台風、地震等さまざまな災害への対応の強化を図ってまいります。

次に、2点目の基本目標。住みたくなる魅力の町についてですが、人口減少を抑制するために福岡市や熊本市等の近隣都市圏への通勤が可能という本町の特性を活かし、宅地造成を図るとともに、和水町の魅力・情報を発信するなど移住定住のための施策の強化を図ってまいります。

3点目の基本目標は活気あふれる個性豊かな町についてですが、農林水産業の振興、商工業の

振興、観光の振興を図る取り組みを実施してまいります。農業は和水町の基幹産業であります、近年、高齢化による農家数の減少や担い手不足が深刻な問題となっております。合わせて耕作放棄地の増加や有害鳥獣の増加による被害もあとを絶たない状況にあります。町といたしましては引き続きこれらの問題に対する体制の強化を図るとともに地元農産物のブランド化を図り町外へ発信していきたいと思っております。

商工業の振興については企業誘致、雇用の創出を推進してまいりたいと思っております。商工業においても後継者不足の問題があり、事業所数、従業者数は年々減少傾向にあります。菊水インターチェンジを有する物流の有利性を活かし、学校跡地等を有効に活用し、企業誘致、雇用創出を推進していくための体制強化・整備を進めてまいります。

観光の振興についてですが、当町は古墳等の歴史的文化資源に加え、三加和町温泉やキャンプ場といったレジャー施設。古墳祭りや戦国肥後国衆まつり等のイベントなど優れた観光資源に恵まれております。また、大河ドラマいだてん放送に合わせて整備しました金栗四三ミュージアムと金栗生家記念館にも多くの方のお越しをいただいております。今後、更なる工夫とアイデアで来町者を増やしていかなければならないと思っております。

4つ目の基本目標。未来を担う人たち。担う人が育つ町についてですが、人材育成として生きる力の育成と教育環境の充実、特色ある教育の推進、生涯学習及び生涯スポーツの推進に取り組んでまいります。まずは菊水地区の学校統廃合事業を終え、2020年4月から開校にスムーズに移行できるように準備を進めてまいります。また、幼児教育、幼児英語教育を実施し幼児期から英語に触れ、国際化にも対応できる人材育成を図ります。

5つ目の基本目標。便利な生活と豊かな自然が共存する町についてですが、道路網の充実、維持管理、上下水道の整備維持、情報通信網の充実、自然環境及び生活環境の保全、公共交通の充実等に関する事業を実施し、町民の皆様が暮らしやすい町づくりを推進してまいります。その中で平成29年10月から運行を開始したあいのりくんにつきましては、多くの方に御利用をいただいております。今後更に利用しやすくなるような取り組みを検討し、利用者増加を図ってまいります。

6つ目の基本目標。地域と共に歩む共同の町についてですが、今後、行政だけによる行政運営が厳しくなる中で町民参画の仕組みを強化するとともに新たなコミュニティの在り方を検討し、地域の課題解決や町の活性化を図るため地域づくりの活動支援を実施してまいります。公共施設等のマネジメントは公共施設等総合管理計画において定めた公共施設の統合、複合化廃止、除却等の方向性を踏まえ、適切に維持管理していくための公共施設個別管理計画の策定に着手いたします。これらの取り組みも進めて行き、笑顔輝き魅力あふれる和水町の実現を図ってまいりたいと思っております。以上、来年度に向けた施政方針とさせていただきます。

さて、本定例会につきましては、お手元にお配りいたしております議案書のとおり、条例改正等の議案7件、特別会計を含む平成30年度補正予算案9件、特別会計を含む平成31年度当初予算案10件、その他4件。合わせて30件の議案を上程しており、御審議をお願いするところでござい

は100分の137.5を100分の130に改め、同条第3項中100分の122.5とあるのは100分の65と100分の137.5とあるのは100分の80を100分の130とあるのは100分の72.5に改め同条第5項中4級を3級に改める。

第19条2項第1項中6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95を100分の92.5に改め、同項第2号中6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5を100分の45に改める。附則は省略させていただきます。

提案理由でございます。平成30年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、これに準拠するため条例を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。

補足説明を簡単に申し上げます。通常の日直勤務を4,200円から4,400円に改正するものです。次に勤勉手当に関して再任用職員以外の職員、及び再任用職員を年に0.05月分引き上げることとして12月の支給分に加算するものでございます。または別表第1の行政職給料表1と別表2として医療職給料表1から3を改正しております。400円から1,500円程度の引き上げを行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第6 議案第3号 和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第3号「和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第3号、和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第7条に次の1項を加える。

3、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定める。附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。

提案理由。働き方改革を推進するための関係法令の整備に関する法律の施行及び国家公務員、人事院、既成の改正に伴い、これに準拠するため条例を改正する必要がございます。

補足説明を簡単に申し上げます。人事院が示しましたその具体的な内容の一例といたしまして、原則といたしまして1カ月について45時間、かつ一年について360時間の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとされております。また健康確保措置の強化といたしまして一定時間以上継続的に勤務、超過勤務を命じた職員には医師による面接指導を行うこととされているものでござ

います。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第7 議案第4号 和水町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第4号「和水町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 高木君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ただいま議案となりました議案第4号、和水町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を行います。

和水町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正。和水町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由を先に説明いたします。学校教育法の一部を改正する法律、平成29年法律第41号が平成29年5月31日に公布され、平成31年4月1日から施行されることから、厚生労働省で定められている資格要件に専門職大学に係るものが追加されたため条例を改正する必要があります。また技術士法施行規則の一部改正する省令。平成29年、文部科学省令第45号が平成29年12月28日に公布され平成31年4月1日から施行されることから、技術士法施行規則で定められている選択科目に水道環境が削除されるため条例を改正する必要があります。改正については1枚めくっていただき新旧対照表により説明いたします。第2条第1項第3号中、短期大学の次に（同法による専門大学の全期過程を含む。）を追加し、卒業したあとの次に（同法による専門職大学の全期課程にあつては終了したあと）を付け加えます。また、同項第7号中、卒業したあとの次に（学校教育法による専門職大学の全期課程にあつては、終了したあと）を追加し、第1号に規定する学校卒業した者の次に（同法による専門職大学の全期課程にあつては、終了した者）を加えます。また、同項第8号中、卒業したの次に（当該学科目を納めて学校教育法に基づく専門職大学の全期課程（以下この号において「専門職大学全期課程」という。）を終了した場合を含む。）を追加し、第3号に規定する学校の卒業生の次に（専門職大学全期課程の修了者を含む。次号において同じ。）を加えます。また同項第11号中、または水道環境を削ります。以上です。この条例は平成31年4月1日から施行されます。

以上で議案第4号、和水町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について提案理由の説明を終わります。御審議の上、採択いただけますようよろしくお願いいたします。

日程第 8 議案第 5 号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第 8、議案第 5 号「和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 議案第 5 号、和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成31年 3 月 8 日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省、関係省令の整理に関する省令、第25条による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。新旧対照表で御説明いたします。

2 ページ目を御覧になってください。左の欄が改正後、右の欄が改正前となっております。この条例は上位法令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令と同様の規定を設けておりますので、基準省令が改正された場合はこの条例も基準省令同様の改正をする必要がございます。改正する箇所につきましては、放課後児童健全育成事業に携わる職員の資格条件の改正となります。平成30年 6 月定例会におきましても、この条例の第10条第 3 項第 4 号の改正並び同項第10号の追加を行ったところでございますが、今回は第 5 号の改正となります。この第 5 号の末尾に括弧書きにて当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の全期課程を修了した者を含むが追加されました。これは専門職大学の全期課程の修了者を短期大学の卒業者と同様に資格要件を満たすこととするためのものでございます。

以上で、議案第 5 号、和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第 9 議案第 7 号 和水町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第 9、議案第 7 号「和水町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） ただいま議題となりました議案第 7 号、和水町森林環境譲与税基金条例の制定について御説明を申し上げます。

和水町森林環境譲与税基金条例の制定について。和水町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり

り定める。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由を御説明いたします。森林経営管理法平成30年法律第35号が平成31年4月1日から施行されることに伴い、森林環境譲与税が譲与されるため、和水町森林環境譲与税基金条例を制定する必要があります。

これが今回の条例案を提出する理由でございます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第10 議案第8号 和水町教職員住宅設置条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第8号「和水町教職員住宅設置条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 議案第8号について御説明申し上げます。

議案第8号、和水町教職員住宅設置条例の一部の改正について。和水町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由でございますが、施設の老朽化に伴いまして菊水教職員住宅を壊すことになったため、今回、和水町教職員住宅設置条例の一部を改正するものでございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。

2枚目の新旧対照表を御覧ください。菊水教職員住宅をですね、取り壊すことになりましたので、改正するものでございます。第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰上げます。それから、第7号中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とするものでございます。附則といたしましてこの条例は公布の日から施行いたします。

以上、議案第8号、和水町教職員住宅設置条例の一部についての説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第11 議案第9号 和水町田中城ミニミュージアムの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第9号「和水町田中城ミニミュージアムの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 前淵君

○社会教育課長（前淵康彦君） 議案第9号、和水町田中城ミニミュージアムの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町田中城ミニミュージアムの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定める。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由は国史跡田中城跡を中心に地域文化の向上を図り、また、交流人口の拡大による地域活性化を図るため田中城ミニミュージアムを設置するにあたり、条例を制定する必要があるからでございます。

次の別紙をお願いいたします。和水町田中城ミニミュージアムの設置及び管理に関する条例。設置第1条、国史跡田中城跡の歴史文化を解説し、地域文化の向上を図るとともに、交流人口の拡大による地域活性化を図るため和水町田中城ミニミュージアム。以下ミュージアムという、を設置する。

名称及び位置、第2条。ミュージアムの名称及び位置は次のとおりとする。名称、田中城ミニミュージアム。位置、和水町和仁781番地。

事業、第3条。ミュージアムは次に掲げる事業を行う。

- 1、ミュージアムの管理運営に関すること。
- 2、ミュージアムの啓発事業に関すること。
- 3、地域文化の向上を図るための事業に関すること。
- 4、交流人口拡大による地域活性化を図るための事業に関すること。
- 5、全各号に掲げるもののほか、ミュージアムの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

所管、第4条。ミュージアムは和水町教育委員会。以下教育委員会という、の所管とする。

利用時間、第5条。ミュージアムの利用時間は午前10時から午後4時までとする。ただし、教育委員会は必要によりこれを変更することができる。

利用できない日、第6条。ミュージアムを利用できない日は次に掲げるとおりとする。

- 1、火曜日。(火曜日は国民の祝日に関する法律。第3条の規定により休日とされる日にあたるときはその翌日)
- 2、12月26日から翌年1月4日まで。

第2号、教育委員会はミュージアムの管理上、必要があるときは前項の規定にかかわらず臨時に利用できない日を設けることができる。

次のページをお願いいたします。

観覧料、第7条。ミュージアムの観覧料は無料とする。

利用の制限、第8条。教育委員会はミュージアムの利用者が次の各号のいずれかに該当する場合はミュージアムの利用を制限することができる。

- 1、他の利用者に迷惑をかけ、または迷惑をかけるおそれがあるとき。
- 2、その他ミュージアムの管理上支障があるとき。

損害賠償、第9条。利用者は故意もしくは過失により施設及び設備等を損傷し、または滅失させたときはその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむをえないと認めたと

きは損害賠償義務の全部または一部を免除することができる。

委任、第10条。この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会が別に定める。附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第12 議案第10号 平成30年度 和水町一般会計補正予算（第9号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第10号「平成30年度和水町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第10号、平成30年度和水町一般会計補正予算について提案理由の説明を申し上げます。議案書表紙の裏面を御覧いただきたいと思います。

平成30年度和水町の一般会計補正予算第9号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,764万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ84億5,542万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費。第2表 繰越明許費による。

地方債の補正、第3条 地方債の変更は第3表 地方債補正による。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、第1表 歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。説明につきましては、歳入歳出補正予算、事項別明細書にて主なものの説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

1款 町税。個人分、法人分を合わせて2,553万4,000円を追加します。これは個人の滞納分の徴収による増額と法人税の景気回復等により税収が伸び、増額となったものでございます。

10款 地方交付税に374万9,000円を追加いたします。普通交付税において決定額が示されたことによるものでございます。

10ページをお開きください。

13款 使用料及び手数料 1項 使用料 7目 教育使用料に435万3,000円を追加いたします。これは金栗生家記念館使用料として出展者使用料84万7,000円を減額し、生家に入館いただいたお客様の観覧料を520万円を追加いたします。これまでの実績による見込額を補正するものでございます。

14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金に944万円を追加します。これは、

障がい者福祉費の負担金の増によるものでございます。

14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費、国庫補助金を1,389万9,000円減額いたします。これは金栗四三ミュージアム運営に係るスタッフ人件費と入場券販売管理委託料の減額が主な原因でございます。

14ページを御覧いただきたいと思います。

20款 諸収入 5項 雑入 2目 雑入に1,900万8,000円を追加いたします。これは後期高齢者医療療養給付費負担金返還金として平成29年度の実績を踏まえ、熊本県後期高齢者医療広域連合会より返還されるものでございます。

14ページから15ページを御覧いただきたいと思います。

21款 町債は合計で4,550万円を減額いたします。起債対象となった工事等の実績を踏まえた結果によるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて歳出について説明を申し上げます。歳出の補正については年間の事業執行の実績見込み額を基本といたしまして、不用額の減額補正を行ったものでございます。

16ページをお開きください。

1款 議会費と2款 総務費の、まずはじめに人件費の補正が出てまいります。以下のページにつきましても人件費の補正が出てまいりますけれども、補正の理由といたしましては、人事院勧告に基づくもの。また、年度途中の人事異動に伴うもので以下の人件費の説明は省略させていただきます。

17ページを御覧いただきたいと思います。

2款 総務費 1項 総務管理費 6目 企画費を939万8,000円減額いたします。主な理由は19節の産業廃棄物処理施設、地域振興策補助金の減額によるものでございます。エコアくまもとの建設に伴い、内田区、長小田区の地域振興策の事業の財源となるもので、内田区の倉庫建設が中止となったことによるものでございます。

18ページを御覧いただきたいと思います。

中段の2款 総務費の10目の地域づくり推進費761万1,000円減額します。これは地域おこし協力隊の採用人数を当初4名から3名としたことによるものです。

20ページを御覧いただきたいと思います。

3款 民生費 1項 社会福祉費 2目 高齢者福祉費を1,538万9,000円減額いたします。減額の主な理由といたしまして、28節 特別養護老人ホーム事業会計繰出金の減額によるものでございます。

22ページを御覧ください。

中段、3款 民生費 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費を1,037万1,000円減額します。これは13節 委託料の放課後児童健全育成事業委託金の減額が主なものでございます。町内保育園の中で春富保育園とあおば保育園が委託事業の基準である人的要件、保育室の床面積等々の要件に満たないことから、対象から外れたものでございます。

25ページをお開きいただきたいと思います。

6款 農林水産業費 1項 農業費 9目 土地改良事業費を1,776万8,000円減額いたします。これは上十町辻地区の補助整備事業において、地区内に岩が出て来て、面工事ができなかったことによる減額でございます。

33ページを御覧いただきたいと思います。

11款 災害復旧費 1項 農林水産業災害復旧費の2目 農地等災害復旧費と3目の林業施設災害復旧費については、入札または工法等の変更の実績を踏まえ減額するものでございます。なお、34ページの2目 公共施設災害復旧費については、災害箇所の実施設計による不足した額780万円を追加いたします。以上で歳出の説明を終わります。

次に5ページの第2表 繰越明許費について説明を申し上げます。5ページを御覧いただきたいと思います。

8款 土木費 2項 道路橋梁費が4事業ございます。

上から交付金修繕事業。これは町道山口1号線の舗装工事に係る分です。金額1,600万円繰越します。理由は国の補正2号で関連財源が採択され、適正工期を確保するため、必要があるために繰り越すものでございます。

その下、江田高野線整備工事費3,777万2,000円を繰越します。理由は道路の計画区域の水稻耕作関係者との調整に時間を費やしたために着手が遅れたことによるものでございます。

その下、西光寺中林線整備事業。9,484万5,000円を繰越します。理由は整備工事着手前の地下水の調査が当初の計画日数以上にかかったために着手が遅れたことによるものです。

その下、橋梁維持管理事業959万1,000円を繰越します。理由は国、県との計画内容の協議に時間を要し、着手が遅れたためでございます。

その下、学校統廃合推進事業10億4,351万7,000円を繰越します。理由は熊本地震の災害復旧事業で建設労働者の需要が高止まりしており、必要人員を確保できなかったことによるものでございます。

その下、林業施設災害復旧事業。板楠西区の介護施設裏の法面崩落防止工事210万円を繰越します。理由は詳細設計において、申請者との調整に時間を要したため着工が遅れたことによるものでございます。

その下、公共土木施設災害復旧費42カ所にかかる分です。1億8,526万1,000円を繰越します。理由は被災箇所が多く、人員及び資材の確保、時間を要する状況が続いたことによるものでございます。

6ページをお開きください。

第3表 地方債補正について説明を申し上げます。

地方債の限度額変更にあたっては、各種事業の実績及び国、県との協議に基づき補正をするものでございます。補正額が記載されておきませんので、上から事業名と補正額を申し上げます。まず、公共施設除却事業過疎債でございます。農業就業改善センター除却設計委託料、菊水地区

教職員住宅の除却補正額が40万円の減でございます。

県営補助整備事業過疎債補正額530万円の減。

道路整備事業過疎債、公共事業等債、2種類ございます。江田高野線、西光寺中林線ほか6本でございます。補正額810万円の減。

土木費補助事業過疎ソフト補正額300万円の減。

菊水区域学校施設改修等事業合併特例債、補正額190万円の減。

災害復旧事業、災害復旧事業債、災害復旧約32本の工事内容でございます。補正額2,680万円の減。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第13 議案第11号 平成30年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第11号「平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原君

○税務住民課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第11号、平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明をいたします。表紙の裏面のほうをお開きください。

平成30年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ994万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,302万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項、但し書きの規定により歳出予算の各項の定期の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

説明につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明申し上げます。5ページのほうをお開きください。

歳入のほうから御説明いたします。

1款 国民健康保険税 1項 国民健康保険税 1目 一般被保険者国民健康保険税を1,000万円減額補正しております。これは被保険者数が当初予算計上時より減少したことに伴う減額となっております。

6款 県支出金 2項 県補助金 1目 保険給付費等交付金を2,671万円減額しております。平成30年度から国庫会計のほうは制度改正により交付金のほうが一本化されまして、その額のほうが確定したことにより減額補正をしております。

9款 繰入金 1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金は繰出し基準に基づきまして、平成30年度の所要額が熊本県のほうから示されましたので、基準どおり試算し、合計で212万8,000円減額補正しております。

10款 繰越金 1項 繰越金 2目 その他の繰越金は前年度の繰越金のほうが確定しましたので4,851万6,000円増額補正しております。

11款 諸収入 1項 延滞金、加算金及び過料 1目 一般被保険者延滞金はすでに当初予算よりも11万6,000円多く納入実績がありましたので、その分を増額補正しております。

6ページのほうをお開きください。

11款 諸収入 4項 雑入のうち1目 一般被保険者と第3者納付金と3目の一般保険者返納金についてもすでに当初予算計上より多く納入実績がありますので、合計で15万1,000円を増額補正しております。

7ページのほうをお開きください。歳出のほうの科目を御説明します。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費は給与会計に伴う職員の給与手当等を2万9,000円増額しております。

2款 保険給付費 1項 療養諸費のうち、1目の一般被保険者療養給付費は前年度繰越金が確定したことに伴う財源の組替えによるものとなります。5目の審査支払手数料は2月診療までの見込み額から積算しまして64万円の減額補正をしております。

3款 国民健康保険事業費給付金 1項 医療給付費分を合計で400万6,000円の減額。

次に8ページのほうを御覧いただきたいと思います。

同じく3款の2項 後期高齢者支援金等分を合計で497万2,000円の減額。

次に3項 介護給付金分を189万7,000円減額しております。今、御説明した3項目につきましては、今年度から財政運営の主体が熊本県に移行したことに伴いまして、町が熊本県に納める納付金となります。1月に県のほうから納付額が確定しましたので、今の3項目合計で1,087万5,000円減額をしております。

次が6款 保健事業費 2項 保健事業費 2目 疾病予防費は当初予定しておりました国保学会予定のほうが他の研修と重なり、不参加となったため、研修旅費のほうを11万円減額補正をしております。

9款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 1目 償還金のほうは国、県から療養給付費等負担金のほうが翌年度に清算されることとなっておりますので、前年度の清算のほうが確定しまして、今回は返還となったため2,073万7,000円増額補正のほうをしております。

9ページのほうを御覧ください。

最後に、9款 諸支出金 3項 繰出金 2目 直営診療施設勘定繰出金は特別調整交付金の対象

となっております町立病院の事業のほうが確定しましたので、80万4,000円を減額補正しております。

以上でございますが、3月4日に開催しました国保運営協議会のほうに諮問し、答申を受けたことを申し添えまして議案第11号、平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）の提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第12号 平成30年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第12号「平成30年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 議案第12号、平成30年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。まず、表紙の裏面をお開きください。

平成30年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,019万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,042万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

今回の補正につきましては、平成30年度の介護サービス給付費が10カ月分の確定に伴い、本年度の歳入予定額並びにこれからの歳出予算額の見通しをもとに予算額の増減補正を行っております。まず、歳出のほうから申し上げます。8ページを御覧になってください。

主要なものだけ申し上げます。2款 介護給付費 1項 介護サービス等諸費 1目 居宅介護サービス給付費を1,132万円の減額補正いたします。これは訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーションのサービスの利用者が減少したことによる減額でございます。

同じく3目 地域密着型介護サービス給付費を993万6,000円の追加補正いたします。これは地域密着型通所介護の利用者が見込みよりも増加したことが要因でございます。

同じく5目 施設介護サービス給付費を1,015万8,000円減額補正いたします。これは介護老人福

祉施設と介護療養型医療施設の利用者が見込みよりも減少したためでございます。

次に同じく2項 介護予防サービス等諸費 1目 介護予防サービス給付費を472万8,000円追加補正いたします。これは介護予防、訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所の利用者が見込みよりも増加したことが要因となります。

次に、9ページを御覧になってください。

同じく6項 特定入所者介護サービス等費 1目 特定入所者介護サービスを399万円減額補正いたします。これも利用見込み額の減額でございます。

続きまして歳入を申し上げます。戻りまして5ページを御覧になってください。

歳入につきましては、平成30年度介護サービス給付費の見込み額により国、県、町、支払基金などの歳入額も確定いたしましたので、それに合わせた増減補正を行っております。

まず3款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金566万9,000円を減額補正いたします。

同じく2項 国庫補助金 1目 調整交付金、228万9,000円の減額補正いたします。この二つの減額は先ほど申し上げたとおり、歳入確定に伴う減額補正となります。

同じく4目 保険者機能強化推進交付金206万4,000円でございます。追加補正いたします。これは平成30年度から始まった交付金でございますが、介護予防に取り組んでいる市町村に対しまして、取り組み状況を点数化にして人口や高齢化率等を考慮して配分される交付金でございます。

次に4款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金、3,411万4,000円減額補正いたします。これも平成30年度の歳入確定に伴う第2号被保険者保険料分の減額となります。

続きまして6ページを御覧になってください。

5款 県支出金 1項 県負担金 1目 介護給付費負担金、1,183万2,000円の減額補正。並びに7款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 介護給付費繰入金、358万1,000円を減額補正いたします。これも平成30年度の歳入確定に伴う減額補正となります。

続きまして7ページを御覧になってください。

8款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金4,323万8,000円を追加補正いたします。これは歳出財源を確保するための財源調整によるものでございます。

以上で議案第12号、平成30年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第15 議案第13号 平成30年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第13号「平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） 議案第13号、平成30年度和水町特別養護老人ホーム

ム事業会計補正予算（第4号）について提案理由の説明をいたします。表紙の裏面を御覧ください。

平成30年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億246万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳出について説明いたします。6ページを御覧ください。

1款 総務費 1項 施設管理費 1目 一般管理費 1節の報酬。非常勤職員報酬を159万4,000円減額しております。これは不用額の減額となっております。

次に3節の職員手当等で332万4,000円増額しております。これは本年度に介護士1名が早期退職となり、退職手当組合特別負担金などが増えたことが理由です。

次に11節の需用費の賄材料費を25万円増額しております。これは利用者の食事とは別に管理栄養士が必要と判断した場合に家族の同意を得て、別途栄養補助食品を提供するものでございますが、必要な方が見込みより増えたために増額をするものでございます。

次に2款 サービス事業費 1項 居宅サービス事業費 1目 居宅サービス事業費の2節、給料を1万5,000円、3節の職員手当等を5万8,000円、4節の共済費を1万1,000円増額しております。これは給与改定に伴う増額でございます。

次に、歳入について説明いたします。5ページを御覧ください。

7款 繰越金 1節の前年度繰越金を1,363万2,000円増額し、2,947万2,000円とするものでございます。これは本年度の繰越額に合わせたものでございます。

次に、9款 繰入金 3節の一般会計繰入金を1,087万6,000円減額し、2,428万4,000円とするものです。これは前年度繰越額が増えたことにより減額を行っております。

以上で議案第13号、平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第16 議案第14号 平成30年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第14号「平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第14号、平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

についての提案理由の説明をいたします。表紙の裏面を御覧ください。

平成30年度、和水町の簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 第1項 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,909万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容について、歳出から御説明します。予算書資料の6ページを御覧ください。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費を96万8,000円減額し、801万4,000円となります。

2節 給料 3節 職員手当等 4節 共済費については給与改定による増額でございます。27節 公課費について100万円減額しております。これは消費税の確定申告により納税額が還付となったため減額するものです。

2款 衛生費 1目 施設管理費を30万円減額し、2,087万6,000円となります。

11節、需用費について30万円減額しております。これは一般家庭以外の新規加入がなかったため消耗機材費を減額するものです。

次に、歳入でございますが、5ページを御覧ください。

1款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 総務費負担金を67万9,000円増額し、92万円となります。1節 水道事業加入負担金について67万9,000円増額しております。これは今年度当初の見込みより簡易水道加入者数が増えたことにより増額するものです。

5款 繰入金 1目 一般会計繰入金を812万3,000円減額し、2,582万3,000円となります。これは歳入歳出予算調整のため減額するものです。

6款 繰越金 1目 繰越金を617万6,000円増額し、917万6,000円となります。これは繰越金が確定したことにより今回増額するものです。

以上で議案第14号、平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第17 議案第15号 平成30年度 和水町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第15号「平成30年度和水町下水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第15号、平成30年度和水町下水道事業会計補正予算（第4号）についての提案理由の説明をいたします。表紙の裏面を御覧ください。

平成30年度和水町の下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 第1項 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ169万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,570万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容について、歳出から御説明します。予算書資料の6ページを御覧ください。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費を169万9,000円減額し、769万4,000円となります。

1節 報酬、9節 旅費については、今年度下水道運営審議会を開いていないため、委員報酬より費用弁償を減額するものです。

2節 給料、3節 職員手当等の退職手当組合負担金、4節 共済費については人事異動に伴う減額でございます。

3節 職員手当等の時間外勤務手当と職員期末勤勉手当については、給与改定による増額でございます。

次に歳入でございますが、5ページを御覧ください。

4款 繰入金 1目 一般会計繰入金を169万9,000円減額し、3,544万2,000円となります。これは、歳出の減額により減額するものです。

以上で、議案第15号、平成30年度和水町下水道事業会計補正予算（第4号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第18 議案第16号 平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、議案第16号「平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第16号、平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明をいたします。表紙の裏面を御覧ください。

平成30年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 第1項 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,230万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億411万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は第2表 地方債補正による。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容について、歳出から御説明します。予算書資料の7ページを御覧ください。

2款 衛生費 1項 下水道費 1目 特定地域生活排水処理施設管理費を1,230万6,000円減額し、7,994万8,000円となります。

15節 工事請負費を1,230万6,000円減額するものです。これは本年度の浄化槽設置器数が見込みより減ったことにより、工事請負費を減額するものです。

次に歳入でございますが、6ページを御覧ください。

1款 分担金及び負担金 1項 分担金 1目 生活排水処理事業分担金 1節 受益者加入分担金を206万1,000円減額し、363万円となります。これは今年度の浄化槽設置器数が見込みより減ったことにより分担金を減額するものです。

1款 分担金及び負担金 2項 負担金 1目 生活排水処理事業負担金 1節 増嵩経費負担金を15万6,000円減額し、29万5,000円となります。これは今年度駐車場タイプの浄化槽設置器数が見込みより減ったことにより、負担金を減額するものです。

3款 国庫支出金 1項 国庫補助金、1目 生活排水処理事業国庫負担金を103万5,000円減額し、931万8,000円となります。これは浄化槽設置の事業実績による減額でございます。

5款 繰入金 1目 一般会計繰入金を75万4,000円減額し、2,610万4,000円となります。これは歳入歳出予算調整のため減額を行ったものです。

8款 町債 1項 町債 1目 衛生費を830万円減額し、2,730万円となります。これは事業量の減により減額を行うものです。

以上で議案第16号、平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第19 議案第17号 平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、議案第17号「平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原君

○税務住民課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第17号、平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明をいたします。表紙の裏面のほうをお開きください。

平成30年度和水町の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ318万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億5,954万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

歳入のほうから御説明いたします。5ページをお開きください。

1款 後期高齢者医療保険料 1項 後期高齢者医療保険料の1目 特別徴収保険料、2目の普通徴収保険料、ともに現年度分の保険料総額が確定しましたので、合計で125万1,000円の減額補正をしております。

4款 繰入金 1項 一般会計繰入金の1目 事務費繰入金 2目 保険基盤安定繰入金とも額のほうが確定したことから、合計で318万3,000円の減額補正をしております。

5款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金は繰越金のほうが確定したことに伴い、125万円の増額補正をしております。

6款 諸収入 1項 延滞金及び過料 1目 延滞金につきましても実績に応じてまして1,000円の増額補正をしております。

続きまして、歳出のほうを説明します。次のページ、6ページをお開きください。

1款 総務費 1項 総務管理費、1目 一般管理費は給料改訂によりまして合計で6万円の増額補正をしております。一般会計繰入金のうち、事務費の繰入金のほうで対応しております。

2款 1項 1目の後期高齢者医療広域連合納付金のほうも同じく額が確定しましたので、324万3,000円の減額補正をしております。こちらのほうは一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金のほうで対応しております。

以上で、議案第17号 平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第20 議案第18号 平成30年度 和水町病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、議案第18号「平成30年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長 池上君

○町立病院事務部長（池上圭造君） ただいま議題となりました議案第18号、平成30年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。まず、1ページ目を御覧ください。

総則第1条 平成30年度和水町病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
収益的収入及び支出の補正。

第2条 平成30年度和水町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次

のとおり補正する。病院事業収益の収入、支出ともに272万3,000円を減額し、計の8億7,860万4,000円とするものです。

収入から申し上げます。

第1款 病院事業収益。第1項の医療収益を1,579万円減額。第2項の医療外収益を868万4,000円の増額。第3項の健康保険センター収益を240万1,000円増額。そして第6項の特別利益を198万2,000円の増額といたします。

次に、支出でございます。

第1款 病院事業費用 第1項の医療費用を276万3,000円の減額。第3項 健康保険センター費用を4万円の増額としています。今回の補正は、収入については決算見込みによる増減でございます。また、支出につきましては年度途中での職員の退職、異動に伴う減額が主なものになっております。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正ですが、予算の第4条、本文括弧書き中、(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,293万7,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,208万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する)でございます。

まず、収入から申し上げます。

第1款、資本的収入において。第1項 支出金111万1,000円を減額。第2項 企業債につきまして480万円を減額。第3項にあります国庫補助金を1万7,000円を減額し、支出のほうでは第1款、資本的支出において第1項、建設改良費を678万1,000円減額する補正でございます。

次に第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。予算第7条に定められた経費の金額を次のように定める。職員給与費において4万円増額し、6億588万円と改める。

次に第5条でございます。棚卸資産購入限度額の補正としまして、予算第8条中、棚卸資産の購入限度額を6,569万3,000円を400万円減額いたしまして、6,169万3,000円と改めるでございます。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

以上で議案第18号、平成30年度和水町病院事業会計補正予算(第3号)の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第21 議案第19号 平成31年度 和水町一般会計予算

○議長(蒲池恭一君) 日程第21、議案第19号「平成31年度 和水町一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長(上原真二君) 議案第19号、平成31年度和水町一般会計予算について提案理由の説明を申し上げます。議案書、表紙の裏面を御覧いただきたいと思います。

平成31年度和水町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億1,490万8,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算書による。

債務負担行為。第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、及び限度額は第2表、債務負担行為による。

地方債 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。

一時借入金、第4条 地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は9億円と定める。

歳出予算の流用。第5条 地方自治法第220条 第2項但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当、及び共済費、賃金にかかる共済費を除く。にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項間の、各項の間の流用。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

それでは、当初予算の概要を説明させていただきます。9ページを御覧いただきたいと思います。

まず、歳入について説明を申し上げます。歳入の説明にあたりましては、前年度との比較で大きな増減があっている款を中心に説明をいたします。

まず、2款 地方譲与税でございます。平成31年度税制改正において市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境譲与税が創設されたことにより、対前年度比で655万4,000円の増となっております。

次に6款 地方消費税交付金。本年度予算1億9,000万円、前年度比較で958万円の増となっております。これは平成30年度の実績に対し税率10%の増税、また、増税による駆け込み需要を想定し、算定後、3.5%の伸びを想定しております。

続いて11款 地方交付税。本年度予算額30億3,122万4,000円。前年度比較で6,138万9,000円の増となっております。この地方交付税の算定は前年度実績額に国が毎年示します、地方財政計画の地方交付税のあの調整率を参考として計上をいたしております。予算上は結果といたしましては前年度と比較した場合、増額となっておりますが、実際には着実に減少しているところでございます。

続いて13款 分担金及び負担金、本年度予算3,909万4,000円。前年度比較で1,424万5,000円の減となっております。これは前年度、当初予算額の中に保育料保護者負担金が今年度は10月から保育料無償化になることから、減額になるものでございます。

15款 国庫支出金、本年度予算額6億4,644万7,000円。前年度比較で9,734万7,000円の増となっております。これは学童施設建設事業、道路整備交付金、並びに地方創生推進整備交付金の金栗事業による予算の増額によるものでございます。

続いて16款 県支出金、本年度予算額4億6,177万円。前年度比較で5,117万円の増となっております。これはプレミアム付き商品券事業助成金、それと熊本地震復興観光拠点整備交付金、金栗PR事業に係るもの。それと、参議院議員選挙委託金などによる予算の増によるものでございます。

続いて19款 繰入金、本年度予算2億5,145万1,000円。前年度比較で2億4,025万円の増となっております。これは財政調整基金1億円、減債基金から1億5,000万円を繰り入れるものでございます。

続いて22款 町債、本年度予算6億9,310万円。前年度比較で1億8,190万円の増となっております。昨年度、当初予算分からの増額分として学童保育施設建設事業費7,980万円、学校統廃合推進事業4,750万円、中十町古園川改修改良工事2,500万円、せきすい斎苑事業1,030万円、幼児英語教育事業550万円などによるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして歳出予算について説明を申し上げます。説明にあたりましては、まずは10ページに記載してあります款ごとの全体の予算額と増減を申し上げたあとに、詳細のその増減に関する主な理由を申し上げます。

それでは29ページをお開きください。

まず人件費の給料、職員手当と共済につきましては、退職処分を除き既存職員の現在の配属を基本として予算計上をしているところでございます。で、新規採用職員分、並びに再任用職員分は配属先がまだ決まっておられませんので、総務課に一括して計上をしているところでございます。このように当初予算の人件費につきましては、今申し上げたような一定の決まりの中で計上しておりますので、以下、款項目ごとに人件費の説明は省略させていただきます。

まず1款 議会費の本年度予算、7,465万3,000円計上いたしております。前年度比較で967万9,000円の減額となっております。これは人件費の減によるものでございます。

30ページからの2款 総務費は全体で本年度予算8億1,853万2,000円計上いたしております。前年度比較で376万6,000円の増となっております。増減の理由といたしまして、36ページの6目 企画費の19節 負担金補助及び交付金の一番下に記載されております空家バンク活用促進事業補助金360万円。それと38ページの8目 電子計算費の14節 使用料及び賃借料の情報端末機器借上げ料、パソコンの借上げ料でございます。746万8,000円。並びに44ページの、これはもう、参議院議員の選挙費と県議会議員の選挙費、これらの増によるものでございます。46ページを御覧いただきたいと思います。46ページ、下の段からは3款の民生費でございます。民生費は全体で本年度予算19億6,157万8,000円を計上いたしております。前年度比較で1億7,067万7,000円の増額となっております。その理由といたしましては、48ページの2目、高齢者福祉の福祉費の28節の繰出金の特別養護老人ホーム事業会計繰出金4,385万9,000円。この額の対前年で2,910万6,000円増となっております。それと49ページ、3目 障がい者福祉費の20節 扶助費、障がい者総合支援介護等給付金2億7,630万円。対前年で1,630万円の増となっております。それと52ページ、1目 児

童福祉総務費の15節 工事請負費の学童保育新築棟新設工事 1億1,500万円。それと54ページ、4目 保育園費 15節の工事請負費の神尾保育園のトイレ、床等の改修費1,517万6,000円の増によるものでございます。

続きまして55ページ、55ページからは4款の衛生費です。衛生費は全体で本年度予算6億7,016万7,000円を計上いたしております。前年度比較で3,198万7,000円の増となっております。増額の理由は1目 保健衛生費総務費の28節 繰出金の簡易水道事業会計繰出金4,010万円でございます。この額は対前年で1,591万7,000円の増となっております。その下、特例地域生活排水処理事業会計繰出金3,281万2,000円。この額、対前年で747万4,000円の増となっております。

59ページ、8目 斎場費の19節でございます。書かれております火葬場運営負担金。要はせきすい斎苑、火葬炉の整備事業1,873万2,000円。この額、対前年で1,161万5,000円の増。などが増の主な理由でございます。

続きまして60ページをお開きいただきたいと思います。60ページの中段以降から6款の農林水産業費でございます。6款の農林水産業費は全体で本年度予算2億8,492万3,000円を計上いたしております。前年度比較で194万7,000円の減となっております。新規事業といたしまして、66ページ、2目の農林振興費、25節、歳入のところの説明がありました積立金、森林環境譲与税基金積立金でございます。条例のところでも説明がございました。189万8,000円を計上をいたしております。

それと67ページをお開きいただきたいと思います。

7款、商工費でございます。商工費は全体で2億1,676万7,000円を計上をいたしております。前年度と比較しますと、1億420万6,000円の増となっております。増額の理由は68ページの2目 商工業振興費、15節の工事請負費がでございます。三加和温泉施設の緑彩館空調工事に829万1,000円。その下、菊水ロマン館施設空調等の改修工事に1,962万5,000円。それと71ページ、3目 観光費の19節、大河ドラマいだてん和水町推進協議会負担金4,670万1,000円が増となっております。

続きまして、71ページの下段から8款の土木費を記載いたしております。土木費は全体で7億4,847万2,000円を計上いたしております。前年度と比較しまして、8,020万6,000円の増となっております。増額の理由は73ページの2目、道路新設改良単独の工事請負費1億2,600万円。この額、対前年で3,770万円の増。

続きまして74ページ、一番下の段、4目の河川改良費の15節 工事請負費。中十町古園川改修工事2,500万円増などによるものでございます。

続きまして76ページをお開きいただきたいと思います。中ほどから9款の消防費が1項掲載されております。消防費は全体で2億7,741万1,000円を計上いたしております。前年度比較で2,100万1,000円の増となっております。理由といたしましては、76ページ、1目 常備消防費 19節 一部事務組合消防費負担金1億8,402万8,000円でございます。この額、対前年で644万3,000円の増となっております。

77ページ3目 消防施設費の18節の備品購入費。消防ポンプ、積載車購入費572万円でございます。

す。の増。

78ページ5目、災害対策費の15節 工事請負費。防災行政無線、屋外支局増設工事802万円の増によるものでございます。

79ページからの10款 教育費は全体で6億1,449万7,000円を計上いたしております。前年度比較で1億21万7,000円の増となっております。理由といたしましては81ページ、6目の13節 委託料から82ページの22節まで。ここまでが学校統廃合のための準備事業費としての予算額。合わせますと7,664万3,000円となります。

それと92ページの1目 保健体育総務費の13節 委託料。金栗四三顕彰事業関係1,432万円。同じく15節の工事請負費。臨時駐車場と復元工事1,239万7,000円の増によるものでございます。

95ページをお開きいただきたいと思います。ここから11款の災害復旧費が1項載せてございます。災害復旧費は全体で1,690万6,000円を計上いたしております。前年度と比較で971万6,000円の増となっております。理由といたしましては、95ページに書かれております1款 災害復旧費、1項 農林水産業施設災害復旧費、1目 災害総務費の13節の委託料、査定測量設計委託料400万円を計上いたしております。この400万は対前年度と比較しますと200万円の増となっております。

と、同じページ1番。ページ下の2項ですかね。公共施設災害復旧費。1目の災害総務費の13節。同じく委託料として400万円。で、この委託料の400万円、対前年で200万円の増となっております。

で、その下15節 工事請負費300万円でございます。この額、対前年で100万円の増となっております。

96ページ、上段の3目、文化財災害復旧費。田中城にかかるものとして447万円の増によるものでございます。

12款 公債費は全体で10億1,100万円を計上いたしております。前年度比較で6,700万円の増となっております。増額の理由としましては、本年度新規事業である学童保育建設新築と工事等による起債の増によるものでございます。

14款 予備費は全体で2,000万円を計上いたしております。前年度比較で500万円の増となっております。増額の理由といたしましては、年度途中の公共施設設備改修のための応急的な対応、並びに災害その他緊急的なものへの対応分として増額を計上させていただいております。

以上で歳出の説明を終わります。

続いて6ページをお開きください。

第2表 債務負担行為を御覧いただきたいと思います。小中学校電子黒板等整備事業にかかるリース事業でございます。期間は2020年度から2024年度まで、限度額といたしまして、2,813万2,000円とするものでございます。

続きまして7ページ、第3表の地方債を御覧いただきたいと思います。7ページから8ページにかけて16事業に地方債を充当することといたしております。上からせきすい斎苑火葬炉整備事業過疎債限度額1,030万円、県営補助整備事業過疎債限度額920万円、神尾保育園改修事業過

疎債限度額800万円、消防設備整備事業過疎債限度額1,350万円、道路整備事業過疎債限度額2億6,000万円、子ども医療助成事業過疎債ソフト限度額3,800万円、幼児英語教育事業過疎債ソフト限度額550万円、出生祝い金支給事業過疎債ソフト限度額900万円、土木費補助事業過疎債ソフト限度額2,800万円、農地流動化地域推進事業過疎債ソフト限度額810万円、県営道路改良事業負担金事業合併特例債限度額150万、菊水区域学校施設改修事業合併特例債限度額4,750万円、学童保育施設建設事業合併特例債限度額7,980万円、防災無線野外支局整備事業緊急防災減災事業債限度額790万円、緊急自然災害防止対策事業債限度額2,500万円、臨時財政対策債限度額1億4,000万円。合計6億9,310万円でございます。

以上、平成31年度一般会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時10分

日程第22 議案第20号 平成31年度 和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22、議案第20号 平成31年度 和水町国民健康保険事業会計予算を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原君

○税務住民課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第20号、平成31年度和水町国民健康保険事業会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。表紙の裏面のほうをお開きください。

平成31年度和水町の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億318万1,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条 第2項、ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

歳入の主な科目のほうから説明いたします。5ページのほうをお開きください。

1款 1項 国民健康保険税の1目 一般被保険者国民健康保険税及び2目 退職被保険者等国民健康保険税は、被保険者数の減少に伴い、前年度予算に比べまして、一般のほうで2,949万3,000円減の2億7,061万円、退職のほうは昨年より25万1,000円減の57万8,000円のほうを計上しております。

6 ページのほうをお開きください。

3 段目にあります 6 款 県支出金 2 項 県補助金 1 目 保険給付費等交付金10億1,896万円計上しております。国保事業の都道府県化に伴いまして、今までの国庫補助金や国保連合会から歳入のほうが全てこの勘定科目のほうに 1 本化されております。

次の 9 款 繰入金 1 項 他会計繰入金 1 目 一般会計繰入金のほうは、保険基盤安定出産育児一時金財政安定化支援事業及び事務費に係るもので、繰り出し基準に基づきまして、1 億1,220万5,000円計上しております。

続きまして、歳出のほうの科目を御説明いたします。8 ページのほうをお開きください。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費は、職員の給与や事務経費として、1,285万5,000円計上しております。昨年度から職員のほうが 1 名減少していますので、昨年より720万8,000円の減少となっております。2 目 連合会負担金として113万8,000円を計上しております。

1 款 総務費 2 項 徴税費 1 目 賦課徴収費は、通信運搬費の切手代など事務経費としまして、79万8,000円を計上しております。

続きまして、9 ページを御覧ください。

1 款 総務費 3 項 運営協議会費 1 目 運営協議会費は、委員のほう定員が12名となっておりますので、12名の報償費32万7,000円を計上しております。運営協議会のほうは、年 4 回開催を予定しております。

2 款 保険給付費 1 項 療養諸費の 1 目から 5 目までは合計で 8 億5,711万5,000円を計上しております。これは一般被保険者及び退職被保険者の方の入院、外来、歯科、調剤など医療機関に係る費用の合計となっております。

2 款 保険給付費 2 項 高額療養費の 1 目から次の10ページをお開きください。10ページの 4 目、ここでの合計が 1 億2,875万5,000円を計上しております。

これは国保の被保険者の方が医療機関での診療や検査、投薬、入院などの医療行為を受けたとき、一部負担金が自己負担の限度額を超えた場合の現物給付による費用となっております。

次に、2 款 保険給付費 4 項 出産育児諸費の 1 目と 2 目の合計で630万4,000円を計上しております。出産一時金 1 件当たり42万円で、国保の世帯で15件の出生のほうを見込んで計上しております。

次に、11ページを御覧ください。二つ目の表、3 款 国民健康保険事業費納付金 1 項 医療給付費分、合計 2 億5,288万1,000円。次の 2 項 後期高齢者支援金等分、合計で7,079万8,000円、次の 3 項、介護給付金、合計の1,891万3,000円。この分が平成30年度から新規の科目となりまして、全て熊本県のほうに納付する分となりまして、県が試算しました納付金額のほうをそれぞれの項目で計上をしております。

次に、12ページをお開きください。

6 款 保健事業費 1 項 1 目 特定健康診査等事業費は、特定健診、人間ドック、保健指導に係る費用として、2,227万円を計上しております。

次の6款 2項 保健事業費の1目 保健衛生普及費は、共同電算保健事業の委託料、また、あんま・はり等の補助事業として200万7,000円を計上しております。2目の疾病予防費は、特定健診、特定保健指導、データヘルス計画などを行うため、台帳管理や未受診者の訪問指導等に係る非常勤職員の報酬、また特定健診の対象とならない39歳以下の人間ドックの委託料等973万8,000円を計上しております。

次に、13ページをお開きください。9款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金のうち、3目 償還金は、過年度の療養費等の返還金としまして、1,000万円を計上しております。

次に、9款 諸支出金 3項 繰出金 2目 直営診療勘定繰出金は、調整交付金の対象となります。町立病院の繰出金としまして、632万7,000円を計上しております。町立病院では、救急患者の受け入れ支援事業、糖尿病教室等の保健事業を計画してあります。

以上でございますが、3月4日に開催しました国保運営協議会に諮問しまして、答申を受けたことを申し添え、議案第20号、平成31年度和水町国民健康保険事業会計予算の提案理由の説明といたします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第23 議案第21号 平成31年度 和水町介護保険事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第23、議案第21号 平成31年度和水町介護保険事業会計予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 議案第21号 平成31年度和水町介護保険事業会計予算につきまして提案理由を説明させていただきます。表紙の裏面を御覧になってください。

平成31年度和水町の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億9,379万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、3,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条 第2項、ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1号、介護給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。4ページを御覧になってください。

歳出になります。歳出合計額、今年度14億9,379万3,000円に対して、前年度15億2,102万8,000

円でございますが、前年度と比較いたしまして、2,723万5,000円の減額となっております。この要因といたしまして、2款の介護給付費、4款の地域支援事業費のトータルは、2,456万9,000円の増額になりましたが、基金積立金につきましては、前年度5,000万円に対しまして、今年度は5,000円となっております。この差が前年度よりも予算額が減額になった要因でございます。

なお、平成31年度の基金積立金につきましては、平成30年度決算額が確定したあと、補正により対応したいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、詳細を申し上げます。9ページをお開きください。

歳出の詳細になります。主要なものだけ申し上げます。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費でございますが、前年度予算額2,847万4,000円に対しまして、今年度2,733万4,000円となり、114万円の減額となっております。

主な減額の要因でございますが、昨年度につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費用が必要としましたが、平成31年度につきましては、不必要となったことによるものでございます。

10ページをお開きください。一番下の項目となります。

2款 介護給付費 1項 介護サービス等諸費 1目 居宅介護サービス給付費でございますが、予算額5億330万円でございます。前年度と比較いたしまして、1,600万円の増額となっております。

主な要因でございますが、訪問看護、福祉用具貸与、短期入所等のサービス利用増を見込んでおります。

同じく5目の施設介護サービス給付費でございますが、予算額5億5,500万円となっております。こちらは、特養、老健施設の利用者数は、前年同様の見込みでございますが、介護療養型医療施設の減少により、1,900万円の減額を見込んでおります。

続きまして、11ページをお開きください。

2款 介護給付費 2項 介護予防サービス等諸費でございますが、ここの予算は、要支援者が対象となります。まず1目 介護予防サービス給付費になりますが、予算額3,380万円でございます。前年度と比較いたしまして、565万円の増額となっております。

主な増額の要因でございますが、介護予防通所リハビリテーションと介護予防短期入所生活介護サービスの利用増の見込みによるものでございます。

同じく、3目 地域密着型介護予防サービス給付費でございますが、前年度の予算額1,000円から、本年度予算額336万1,000円となりました。

これは、昨年12月に初めて要支援2の方1名がグループホームの御利用となられましたので、肉付けした予算となりました。

次に、12ページをお開きください。一番下の項目になります。

4款 地域支援事業費 1項 介護予防生活支援サービス事業費 1目 介護予防生活支援サービス事業費になります。予算額3,575万円でございます。前年度と比較いたしまして、1,080万1,000円の増額となりました。

主な要因でございますが、通所型サービスAの利用が増えたことによるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入を申し上げます。5ページをお開きになってください。

1款 保険料 1項 介護保険料 1目 第1号被保険者保険料です。今年度予算額2億6,202万6,000円となり、前年度と比較いたしまして、442万4,000円を増額いたしました。第1号被保険者である65歳以上の対象者数は4,058名となります。

増額の主な要因でございますが、65歳以上の第1号被保険者の方の数は、昨年よりも30名程度減少いたしましたが、所得段階の算定では低所得者の方が減少し、課税所得者の方が増加したことによるものでございます。

次に、3款 国庫支出金 1項 国庫負担金から6ページの5款 県支出金、2項 県補助金までのそれぞれの予算項目の増額分につきましては、歳入歳出予算事項別明細書でも御説明いたしましたが、介護給付費等の予算が前年度よりも2,456万9,000円増額となりましたので、国、県、町、支払基金調整交付金も、その負担率において増額をさせていただいております。

7ページをお開きください。

次に、8款 繰越金 1項 繰越金でございますが、予算額1,038万9,000円となっております。これは、歳出財源を確保するための財源調整でございます。

以上で、議案第21号、平成31年度和水町介護保険事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

日程第24 議案第22号 平成31年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第24、議案第22号 平成31年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） 議案第22号、平成31年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算について、提案理由の説明をいたします。表紙の裏面を御覧ください。

平成31年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,313万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条 第2項、ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給与職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足額を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

歳入の主なものについて説明します。5ページを御覧ください。

1款 サービス収入、1項 介護給付費、1目 施設介護サービス費収入が、本年度と同額の3億2,880円万円を計上しております。

次に、2目の居宅介護サービス費収入は、240万円減額し、3,804万円を計上しております。

2節の通所介護費収入が、1日当たりの利用者数が減り減額としております。

次に、1款 サービス収入 2項 自己負担金 1目 施設介護自己負担金収入は、本年度の収入実績に基づき、240万円増の6,840万1,000円を計上しております。

次に、2目の居宅介護自己負担金収入が、72万円増の972万円を計上しております。

1節の短期入所自己負担金収入が、120万円増の420万円を見込んでおり、2節の通所介護自己負担金収入が48万減の552万円を見込んでおります。

次に、2款 分担金及び負担金 1項 負担金の4目のその他負担金を54万増額し、276万円を計上しております。これは6ページの栄養補助食品を利用される方が増え、増額を見込んでおります。

次に、7款 繰越金は、前年度1,500万円を計上してございましたが、本年度は1,000円を計上しております。これは、30年度の予算で前年度繰越金を繰り越した額に合わせたことにより減額となっております。

7ページを御覧ください。9款 繰入金 1項 一般会計繰入金は、大変申し訳ございませんが、前年度と比較して2,910万6,000円増額の4,385万9,000円の繰り入れをお願いいたします。増額の理由は、前年度繰越金が減ったことと、歳出で説明しますが、人件費の増額となっております。

続きまして、歳出について説明いたします。8ページを御覧ください。

1款 総務費 1項 施設管理費 1目 一般管理費は、前年度から2,166万1,000円を増額し、4億6,127万9,000円を計上しております。特養の正職員44名と、非常勤職員14名、合計58名分の人件費と施設の維持管理、光熱費、委託料などです。

増額の主な内訳は、2節の給料で前年度から541万7,000円を増額し、1億3,581万5,000円を計上しております。

また、3節の職員手当等で1,270万増の1億1,846万円、4節の共済費の一般職共済組合負担金が、227万円増の4,610万1,000円となっております。

増額の理由としましては、当初予算の段階で前年度1名の退職者が、本年度4名と増えたことや、昨年4月の異動の介護士2名分が計上されていなかったなどが理由となっております。

9ページを御覧ください。

15節の工事請負で50万円を計上しております。これは昨年から、みとり看護加算を新たに取得しておりますが、みとり部屋に空調設備など環境が整っておらず、エアコンなどの設置を行うものです。

10ページを御覧ください。

2款 サービス事業費 1項 居宅サービス事業費 1目 居宅サービス事業費につきましては、前

年度から696万6,000円を減額し、3,085万6,000円を計上しています。これはデイサービスセンター職員2名と非常勤職員4名、計6名の人件費、それと施設の維持管理、消耗品、車検代などとなっております。

減額の主な理由は、早期退職により介護職員1名が減ったことによる人件費の減となっております。

11ページを御覧ください。

4款 予備費は前年同額の100万円を計上しております。

以上で、議案第22号、平成31年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第25 議案第23号 平成31年度 和水町簡易水道事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第25、議案第23号 平成31年度和水町簡易水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第23号、平成31年度和水町簡易水道事業会計予算についての提案理由の説明をいたします。表紙の裏面を御覧ください。

平成31年度和水町簡易水道事業会計。平成31年度和水町の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条 第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,451万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

平成31年度の当初予算について、主なものについて御説明いたします。

まず歳入について御説明します。予算書資料の5ページを御覧ください。

1款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 総務費負担金 1節 水道事業加入負担金として、24万1,000円を計上しております。これは、31年度3件の新規加入を見込んでおります。

2款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 総務使用料 1節 水道使用量として、2,416万9,000円を計上しております。これは給水件数514件、月201万4,000円の使用料として計上しております。

5款 繰入金 1項 一般会計繰入金として、4,010万円を計上しております。これは起債の元利償還金や事業運営のために繰り入れを行うものがございます、前年度より増額になっておりますのは、事業費の増及び繰越金の減でございます。

次に、歳出について御説明します。6ページを御覧ください。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 13節 委託料として、132万円を計上してあります。

これは企業会計法適化支援業務委託料でございます。18節 設備品購入費で103万円を計上しております。これは現在使用している水道メータ検針器の買い替えとして2台の購入費を計上しております。

7ページを御覧ください。

2款 衛生費 1目 施設管理費 11節 需用費で917万8,000円を計上しております。

主なものとして、消耗品103万7,000円は、塩素薬液や水道機材等を計上しております。

修繕料100万円及びインフラ施設修繕料354万円については、設備機器の維持修繕料や水道施設の修繕料を計上しております。

13節 委託料に348万9,000円を計上しております。施設管理や保守管理及び量水機や量水機ボックス等の取り替え委託料7万7,000円、水道倉庫敷地の用地測量業務委託81万3,000円を計上しております。

2款 衛生費 1目 施設建設費 15節 工事請負費で1,155万6,000円を計上してあります。これはインフラ資産367万8,000円で、配水管布設工事費や大藤施設側溝整理工事費を計上しており、維持補修支出787万8,000円で、馬場簡易水道施設屋根防水工事費や大藤配水池、内部塗装工事費を計上しております。

8ページを御覧ください。3款 公債費 1項 公債費については、1目 元金の償還金として、2,349万6,000円、2目 利子の償還金として、280万7,000円を計上しております。

以上で、議案第23号、平成31年度和水町簡易水道事業会計予算についての提案理由の説明を行います。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第26 議案第24号 平成31年度 和水町下水道事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第26、議案第24号 平成31年度和水町下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第24号、平成31年度和水町下水道事業会計予算についての提案理由の説明をいたします。表紙の裏面を御覧ください。

平成31年度和水町下水道事業会計予算。平成31年度和水町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条 第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,278万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

平成31年度の当初予算について主なものについて御説明いたします。

まず、歳入について御説明します。予算書資料の5ページを御覧ください。

1款 分担金及び負担金 1項 分担金 1目 受益者分担金として、120万1,000円を計上しております。これは、31年度8件の接続を見込んでおり、その加入分担金でございます。

2款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 下水道使用料として、2,640万1,000円を計上しております。これは、438件、月220万円の使用料として計上しております。

4款 繰入金 1目 一般会計繰入金として、3,507万1,000円を計上しております。

これは、起債の管理償還や事業運営のために繰り入れを行うものでございます。

次に、歳出について御説明します。6ページを御覧ください。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 13節 委託料で110万円を計上しております。これは企業会計法適化支援業務委託料でございます。

7ページを御覧ください。

2款 土木費 1項 下水道費 1目 下水道施設運営費 11節 需用費で1,113万9,000円を計上しております。

主なものとして、インフラ施設修繕料409万2,000円を計上しております。

浄化センター及び環境等の修繕費、マンホールポンプの整備でございます。13節 委託料で1,311万3,000円を計上しております。

主なものとして、浄化センター等の施設管理委託料1,037万1,000円、汚泥の運搬処理委託料である産業廃棄物処理委託料209万3,000円でございます。15節 工事請負費として、242万円を計上しております。町道及び県道の取り付け管等の工事費でございます。

3款 公債費 1項 公債費については、1目 元金の償還金として2,079万7,000円、2目 利子の償還金として524万7,000円を計上しております。

以上で、議案第24号、平成31年度和水町下水道事業会計予算についての提案理由の説明を終わります。

審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第27 議案第25号 平成31年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第27、議案第25号 平成31年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第25号、平成31年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算についての提案理由の説明をいたします。表紙の裏面を御覧ください。

平成31年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算。平成31年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条 第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,341万6,000円

と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条 地方自治法第230条 第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

平成31年度の当初予算について、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入について御説明します。予算書資料の6ページを御覧ください。

1款 分担金及び負担金 1項 分担金 1目 生活排水処理事業分担金 1節 受益者加入分担金として438万1,000円を計上しております。これは31年度、25基の浄化槽設置を見込んで計上しております。

2款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 浄化槽使用料として3,394万4,000円を計上しております。これは既設分681期の月に278万円の使用料に新規設置等の使用料を見込んで計上しております。

3款 国庫支出金 1項 国庫補助金 1目 生活排水処理事業国庫補助金として、1,047万5,000円を計上しております。これは浄化槽設置に係る事業費の3分の1を国補助として受けるものであり、31年度は25基の設置を見込んでいるものでございます。

4款 県支出金 1項 県補助金 1目 生活排水処理事業県補助金として、171万5,000円を計上しております。これは前年度の国庫補助事業対象事業に対しての補助金でございます。

7ページを御覧ください。

5款 繰入金 1目 一般会計繰入金として3,281万2,000円を計上しております。これは起債の元利償還や事業運営のために繰り入れを行うものでございます。

8款 町債 1目 衛生債に2,900万円を計上しております。下水道事業債として1,450万円、過疎対策事業債として1,450万円を計上しております。これは31年度の浄化槽設置見込み25基の事業費に充てるためでございます。

次に、歳出について御説明します。8ページを御覧ください。

2款 衛生費 1項 下水道費 1目 特定地域生活排水処理施設管理費に8,661万7,000円を計上しております。13節 委託料で3,573万7,000円を計上しております。これは浄化槽清掃管理委託料として、既設680基に新規設置等を見込んだ予算となっております。15節 工事請負費で4,479万円を計上しております。これは31年度25基の浄化槽設置を見込んでいるところでございます。

3款 公債費 1項 公債費については、1目 元金の償還金として2,265万7,000円、2目 利子の償還金として190万3,000円を計上しております。

以上で、議案第25号、平成31年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第28 議案第26号 平成31年度 和水町春富財産区事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第28、議案第26号、平成31年度和水町春富財産区特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長 樋口君

○住民課長（樋口哲男君） ただいま議題となりました議案第26、平成31年度和水町春富財産区特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

平成31年度和水町の春富財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28万6,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

春富財産区は、三加和区域の西吉地、上和仁地域に約20.3ヘクタールの保安林を有しており、財産区管理会の委員7名により、管理会の会議及び財産区の境界確認や除草作業を実施し、春富財産区を管理しているところでございます。

1 ページを御覧ください。

歳入のほとんどは、前年度繰越金28万4,000円で、そのほか財産収入と諸収入のそれぞれ1,000円を計上し、歳入合計28万6,000円を計上しております。

歳出につきましては、資料として添付しております事項別明細書の6ページをお開きください。

1款 財産費 1項 財産管理費 1目 財産区管理委員会費として、委員会2回分に係る報酬等12万3,000円を2目 財産管理費として管理作業に伴う賃金等6万3,000円を計上しております。

また、2款 1項 1目の予備費として、10万円を計上し、歳出総額28万6,000円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第26号、平成31年度和水町春富財産区特別会計予算の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

日程第29 議案第27号 平成31年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第29、議案第27号 平成31年度和水町後期高齢者医療事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原君

○税務住民課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第27号、平成31年度和水町後期高齢者医療事業会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。表紙の裏面のほうをお開

きください。

平成31年度和水町の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,719万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳入の主な科目から御説明いたします。5ページをお開きください。

1款 1項 後期高齢者医療保険料の1目 特別徴収保険料と2目の普通徴収保険料は、広域連合からの試算によりまして、合計で9,198万8,000円を計上しております。

保険料につきましては、2年ごとの見直しとなりますので、平成30年度と平成31年度は同じ実施となり県内は均一となっております。

次に、中ほどの4款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 事務費繰入金は、職員の人件費等で640万6,000円を計上しています。2目の保険基盤安定繰入金は、保険料軽減の補填としまして、県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、熊本県広域連合からの試算に基づきまして、5,114万5,000円を計上しております。

次の5款 1項 1目の繰越金は、前年度からの繰越金で125万円を計上しております。

6ページをお開きください。

中段にあります6款 諸収入 4項 受託事業収入 1目 後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、健康診査の費用、歯科の検診費用、広域連合からの補填の収入となりまして、合計で631万9,000円を計上しております。

次に、主な歳出のほうを説明いたします。7ページを御覧ください。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費は、職員の給与及び事務経費632万9,000円を計上しております。

次の1款 総務費 2項 1目 徴収費は、保険料徴収に係る事務費としまして、36万8,000円を計上しております。

次の2款 1項 1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者の方々から納付いただいた保険料と一般会計から繰り入れる保険基盤安定負担金を広域連合へ納付する必要があるため、1億4,313万5,000円を計上しております。

8ページのほうをお開きください。

3款 保健事業費 1項 保健保持増進事業費 1目 健康診査費は、広域連合からの資料をもとに健康診査、歯科検診等の費用及びその事務費として589万9,000円を計上しております。

3目 健康保持増進事業費は、昨年までは一般会計のほうから支出しておりました後期高齢者医療に係るあんま・針きゅうの補助事業として組み替えを行いまして、本年度39万円を計上しております。

以上で、議案第27号、平成31年度和水町後期高齢者医療事業会計予算の提案理由の説明といたします。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第30 議案第28号 平成31年度 和水町病院事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第30、議案第28号 平成31年度和水町病院事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町立病院事務部長 池上君

○町立病院事務部長（池上圭造君） ただいま議題となりました議案第28号、平成31年度和水町病院事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。1ページ目を御覧ください。

第1条が総則でございます。第2条に業務の予定量を定めています。1号の病床数は3階の一般病棟49床、4階の療養型病床が42床、合計の病床数は91床となっております。

2号の年間入院患者延べ数は2万4,000人、一日平均数を出しますと、66名を見込んでおります。

3号の年間外来患者延べ数は2万6,000人、一日平均の107人を見込んでおります。この数字は、あくまでも見込みの数字でございます。延べ患者数として計上させていただいております。

4号の主要な建設改良事業の資産購入費は、医療用機器購入と一般備品購入を予定しており、2,124万9,000円としています。施設費として空調工事に係る経費7,881万3,000円を計上しています。

続きまして、第3条の収益的収入及び支出ですが、収益的収入及び支出の予算額は次のとおり定めるとします。

収入、支出ともに8億7,543万円を計上しています。前年度の当初予算に比べますと、2,196万円の増額となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

第4条の資本的収入及び支出です。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,332万2,000円は、当年度分消費税、資本的収支調整並びに過年度分損益勘定保留金で補填するものとする、でございます。

資本的収入を1億2,258万円、資本的支出が1億5,590万2,000円となり、不足額の3,332万2,000円は、当年度分消費税、資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定保留資金で補填するものとしています。

続きまして、第5条、一定借入金の限度額は、5,000万円と定めるということでございます。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとするということで、1号では収益的支出における各項間の流用、2号で資本的支出における各項間の流用が可能なことを表しております。

次に、第7条で議会の議決を得なければ流用ができない経費といたしまして、第1号で職員給与費、これが5億8,827万2,000円、2号で交際費30万円としています。

第8条で、棚卸資産の購入限度額は、6,264万4,000円と定める。これは医業費用の材料費を計

上しております。平成31年3月8日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

なお、次の4ページから7ページは、平成31年度和水町病院事業会計予算実施計画で収益的収支及び支出についての予算額となっております。

8ページと9ページは、資本的収入及び支出におけるの予算額でございます。

続きまして、10ページと11ページは予定キャッシュフローを計算書になっております。年間の業務活動や投資活動、それに財務活動、それぞれの金の動きを示したものでございます。

12ページから17ページは、給与費の明細になっております。

続きまして、18ページを御覧ください。

18ページ、19ページは、平成31年度の予算執行後の平成32年3月31日での財産の状況を想定した、あくまで想定した貸借対照表になっております。

それから、次の20ページ、21ページが、平成30年度1年間の営業活動を行った上での平成31年3月31日現在での決算見込みを行った予定損益計算書で、平成30年度の決算といたしましても、5,170万7,000円の損失を見込んでおります。

次に、22ページと23ページを御覧ください。これが平成30年度末の現在の財産の状況を想定した想定貸借対照表として、それぞれ計上しております。

続きまして、24ページでございますけど、24ページから39ページまでは、収益的収入及び支出につきましての予算説明書、それから40ページから43ページまでを資本的収入及び支出の予算書と計上しております。

以上で、議案第28号、和水町病院事業会計について提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますように、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） お諮りします。議案第19号、平成31年度和水町一般会計予算から議案第28号、平成31年度和水町病院事業会計予算までの審査については、委員会の審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第28号までの審査については、委員会の審査にすることに決定いたしました。

日程第31 陳情等の委員会付託について

○議長（蒲池恭一君） 日程第31、陳情等の委員会付託については、本日までに受理した陳情等は、お手元に配りました。

陳情等文書受付一覧表のとおり配付いたしましたので、報告いたします。

○議長（蒲池恭一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月11日は、午前10時から会議を開きます。一般質問を行います。

本日は、これで散会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後 2 時02分